

年金

2023年5月15日

2023（令和5）年度の年金額は、 67歳以下は2.2%増、68歳以上は1.9%増



2023（令和5）年度からの年金額は、名目手取り賃金変動率（+2.8%）・物価変動率（+2.5%）がともにプラスとなり、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回るため、新規裁定者（67歳以下）は名目手取り賃金変動率、既裁定者（68歳以上）は物価変動率を用いて改定されます。

また、2023（令和5）年度マクロ経済スライドによる調整率-0.3%と2021（令和3）年度・2022（令和4）年度マクロ経済スライドの未調整分による調整-0.3%が行われ、2023（令和5）年度の年金額は、新規裁定者：2.2%引き上げ、既裁定者：1.9%引き上げとなりました。

なお、年金額は、通常、4月分が支払われる6月から引き上げられます。

2023（令和5）年度の新規裁定者（67歳以下）の年金額の例

	2022（令和4）年度 （月額）	2023（令和5）年度 （月額）
国民年金 （満額の老齢基礎年金1人分）	64,816円	66,250円 （+1,434円）
厚生年金 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	219,593円	224,482円 （+4,889円）

・厚生年金は、夫が平均標準報酬額43.9万円で40年間就業、妻が専業主婦の条件で計算

2023（令和5）年度の年金価格一覧

○ 国民年金

		2023（令和5）年度価格	月額
老齢基礎年金	新規裁定者	795,000 円	66,250 円
	既裁定者	792,600 円	66,050 円
1級 障害基礎年金	新規裁定者	993,750 円	82,813 円
	既裁定者	990,750 円	82,563 円
2級 障害基礎年金	新規裁定者	795,000 円	66,250 円
	既裁定者	792,600 円	66,050 円
第1子・第2子の加算額		228,700 円	19,058 円
第3子以降の加算額		76,200 円	6,350 円

○ 配偶者に支給される遺族基礎年金

		基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	新規裁定者	795,000 円	228,700 円	1,023,700 円	85,308 円
	既裁定者	792,600 円	228,700 円	1,021,300 円	85,108 円
子が2人のとき	新規裁定者	795,000 円	457,400 円	1,252,400 円	104,367 円
	既裁定者	792,600 円	457,400 円	1,250,000 円	104,167 円
子が3人のとき	新規裁定者	795,000 円	533,600 円	1,328,600 円	110,717 円
	既裁定者	792,600 円	533,600 円	1,326,200 円	110,517 円

○ 子に支給される遺族基礎年金

		基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	新規裁定者	795,000 円	0 円	795,000 円	795,000 円	66,250 円
	既裁定者	792,600 円	0 円	792,600 円	792,600 円	66,050 円
子が2人のとき	新規裁定者	795,000 円	228,700 円	1,023,700 円	511,850 円	42,654 円
	既裁定者	792,600 円	228,700 円	1,021,300 円	510,650 円	42,554 円
子が3人のとき	新規裁定者	795,000 円	304,900 円	1,099,900 円	366,633 円	30,553 円
	既裁定者	792,600 円	304,900 円	1,097,500 円	365,833 円	30,486 円

○ 厚生年金

		2023（令和5）年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	新規裁定者	596,300 円	49,692 円
	既裁定者	594,500 円	49,542 円
障害手当金の最低保証額		1,192,600 円	— 円
加給年金額			
配偶者（65歳未満）		228,700 円	19,058 円
第1子・第2子		各228,700 円	各19,058 円
第3子以上		各76,200 円	各6,350 円
配偶者加給年金額・特別加算			
（昭和 9.4.2～昭和15.4.1）		33,800 円	2,817 円
（昭和15.4.2～昭和16.4.1）		67,500 円	5,625 円
（昭和16.4.2～昭和17.4.1）		101,300 円	8,442 円
（昭和17.4.2～昭和18.4.1）		135,000 円	11,250 円
（昭和18.4.2～生）		168,800 円	14,067 円
遺族年金の中高齢寡婦加算		596,300 円	49,692 円

○（参考）物価変動に応じて引上げ（2.5%）となる諸手当

	2022（令和4）年度 （月額）	2023（令和5）年度 （月額） *（ ）内は前年比
児童扶養手当 （子1人、全部支給の場合）	43,070円	44,140円 （+1,070円）
特別児童扶養手当	1級：52,400円	1級：53,700円（+1,300円）
	2級：34,900円	2級：35,760円（+860円）
特別障害者手当	27,300円	27,980円 （+680円）
障害児福祉手当	14,850円	15,220円 （+370円）
老齢年金生活者支援給付金	5,020円（*）	5,140円（*） （+120円）

（*）基準額。実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。